

令和7年度 清水中学校生徒心得

服装

令和5年度より制服の移行期間は設けないこととする。よって、年間を通して「冬服」と「夏服」のそれぞれについて以下に記載してある正しい着用の仕方を守るようにすること。

【正しい着用の仕方(2年生・3年生)】

冬服

学校指定の詰襟の学生服またはボックス型の上着を着用する。詰襟の学生服の下には長袖白のカッターシャツを着用し、ボックス型の上着の下にはベストと長袖白のカッターシャツを着用する。

夏服

全学年：校章入りの半袖開襟シャツを着用する。

【正しい着用の仕方(1年生)】

冬服

男子：学校指定の男子用ブレザーを着用し、下には長袖白カッターシャツとネクタイを着用する。

女子：学校指定の女子用ブレザーを着用し、ズボンまたはスカートを着用する。ブレザーの下には長袖白カッターシャツを着用するが、ネクタイとリボンについてはどちらでもよいものとする。

夏服

校名入りのポロシャツを着用する。

※これらの規定については今後変更していく可能性があります。

【その他の注意事項】

- ・年間を通して、学校指定(セーターやベストを含む)のものを一番上に着用すること。
- ・下着は、目立たないものと考えて着用する。
- ・名札は指定の場所に安全ピンで留める。縫い付けなくてもよい。
- ・スカートの長さは、膝が隠れる程度とする。
- ・ベルトは黒、紺、茶の無地とし、金具の飾りや網目状の物、ナイロン製のものは不可とする。

靴下

白・黒・紺を基調(ワンポイント可)としたシンプルなもので、長さはくるぶしが隠れるまでのものとする。冬期、女子のストッキング、タイツ、レギンスは黒色もしくはベージュとし、ラインは不可。体育の授業では、ストッキング等は着用せず、靴下を履くようにする。

通学靴

白地を基本とするもので、体育の時間の使用に適するものとする。

上履き

学校指定のもの(入学年度別に色を指定する)を履く。記名をする。

※令和7年度 1年生：黄色 2年生：緑色 3年生：青色

体育館シューズ

学校指定のもの(袋は各自準備する)を履く。色は青(ネイビー)・赤から選択。

名札

規定のものを正しく付ける。名札は縫い付けなくてよく、安全ピンで留める。

防寒着

冬季に事前に防寒着着用許可について連絡するが、トレーナー・カーディガン・セーターの色は、白・黒・グレー・紺・ベージュを基本とし、目立たないものと考えて着用する。ただし、襟はV型・U型・ボート型・丸首とする。 ※タートルネック・フード付は禁止

手袋・マフラー

冬の通学時のみ用いる。また、ジャンパー、オーバー・コート類について学校指定のものはないので、厳寒期には部で統一されたウインドブレーカーなどの着用を許可する。

通学鞆

1日の準備物が入る大きさのもので、機能性・安全性を考え、リュック式とする。※色の指定はなし。(ワンショルダーバッグは認めない。布袋・トートバック等はサブバックとして認める。鞆へのアクセサリ等の取り付けについては、自分の持ち物と班別するための物として許可するが、過度に目立ったりすることがないようにする。)

ジャージ

掃除がある日は昼休み中に着替える。掃除がない日の更衣は各自の判断に任せる。また掃除がある日でも更衣が必要ない場合は別途連絡する。

頭髪その他

- ・表情がはっきりと分かり、学習に支障をきたさない髪型とする。
- ・前髪が目にかからない程度とする。かかる場合は、ヘアピンなどで留める。
- ・後ろ髪は肩にかからない程度とする。かかる場合はゴムで結ぶ。
- ・アシンメトリー、モヒカン、リーゼントなどの極端な髪型にはしない。
- ・整髪料や香料の使用、染髪・脱色、パーマ等などの加工はしない。
- ・化粧はしない。カラーコンタクト、アイプチ、色付きリップなども使用もしない。
- ・爪や眉は加工しない。また、ピアスも禁止とする。
- ・ヘアピンの色は黒・紺・茶・金属色とし、ピンの数は必要最小限とする。またゴムの色は黒・紺・茶とする。

生活について

1 登校・下校

- ・8時00分には生徒下足室を通り、8時05分には朝読書を開始する。
- ・規定された校門(正門・南門)以外からの出入りを禁止する。
- ・傘は集中下足室にある自分の学級が指定された傘立ての場所に保管する。
- ・下校時刻は16時30分を原則とする。ただし、残留の必要のあるときは先生の許可を受ける。部活動に関しては部活動規則に準じる。
- ・登下校中の買い食いは禁止する。
- ・原則徒歩通学をすること。バス通学・自転車通学は原則として禁止する。
- ・原則制服で登校する。下校時は、ジャージ(体操服)や部活動で統一した練習着などで下校することも認める。

2 諸願届

- ・欠席・遅刻・早退・欠課・忌引等をする場合は、必ずそのことを保護者より学校に届け出る。届け出は電話、あるいはまなびポケットで当日午前8時00分までに届け出る。

3 学習

- ・休み時間は次の時間の準備をし、2分前までに着席する。
- ・教室内は、常に清潔にし、気持ちよく学習が行えるようにする。(特に黒板は溝も含め、常にきれいにさせておきましょう。)
- ・朝読書(8時15分まで)の時間は、係生徒の指示に従う。
- ・図書館を大いに活用する。
- ・授業に関わる道具の貸し借りは、絶対にしない。
- ・授業の構え(あいさつ・礼法・約束事)をどの教科でも大切にする。

4 校内

- ・午前中に授業で更衣を行った場合は、そのままジャージ(夏季体操服)で授業に参加する。1時間目に更衣が必要な授業がある場合は、8時までには必ず着替える。それ以外はその授業の前の休み時間に行う。風雨によって更衣が必要な場合には、先生方から許可があり次第着替えるようにする。
- ・休日前の日には、シューズを持ち帰るように指導する。
- ・他学級、他学年の教室へは立ち入らない。
- ・校舎内のトイレの場所は、原則的に各学年、指定された場所を使用する。
(令和7年度 1年生:3階B棟 2年生:3階A棟 3年生:2階A棟)
- ・昼食後12時55分までは座席を立たず、教室を出ない。
- ・薬用リップ、日焼け止め、ハンドクリームは許可をするが、次の規定を守ることを条件とする。
 - ① 色つきのものにしない。 ② 無香料であることが明記されているもののみ使用する。
 - ③ 化粧下地になるなど、用途と異なるようなものは使用しない。
 - ④ 教室内などの人目に付くような場所で使用しない。(トイレや更衣室などで使用)
- ・金品及び貴重品はなるべく持ってこないようにする。ただし、学習用具の購入のため持ってきた場合は、朝の学活時に担任に預ける。部活動に参加する際は、職員室に預け、部活動終了後に職員室に取りに来る。
- ・学習に不必要なものの校内への持ち込みを禁止とする。不要物を持ち今羽場合は預かり、基本的に保護者に取りに来てもらう。それまでは返却できない。

5 校外生活

- 学校へ用事で出向くときは、必ず制服かジャージを着用する。
- 外出の際は、行き先・同行者・帰宅時間などを保護者に伝える。
- 外出時間は原則として冬季は午後6:00まで、夏季は午後7:00までとする。
- ボウリング・カラオケボックス・インターネットカフェ・ゲームセンター・飲食店等はできるだけ保護者同伴で行くようにする。子どもだけの入店は午後6時以降できないように定められている。(長崎県少年保護育成条例より)
- 校内への携帯電話やスマートフォン・私物のタブレットの持ち込みは禁止する。

※なお本心得は、令和7年度より適用するものとする。